

藤 沢 市

# 認可地縁団体の手引き

2017年4月作成

2026年1月改訂



# も く じ

ページ

## 地縁団体・認可地縁団体とは

地縁団体とは . . . . .	1
認可地縁団体とは . . . . .	1
コラム「目的に合わせた法人化」 . . . . .	2

## 認可地縁団体になるには

認可地縁団体になるための要件 . . . . .	3
申請から認可までの大まかな流れ . . . . .	4
認可申請に必要な書類 . . . . .	5
認可について . . . . .	6

## 認可告示後にできること

認可地縁団体代表者印鑑登録と証明書交付 . . . . .	7
地縁団体台帳の写し証明書の交付 . . . . .	8
告示事項に示された内容を変更した時 . . . . .	9
不動産の登記 . . . . .	10

## 認可地縁団体の運営

認可地縁団体の主な義務 . . . . .	11
認可地縁団体の認可取り消しと解散 . . . . .	13
認可地縁団体への課税 . . . . .	14

よくある質問 . . . . .	15
------------------	----

## 様式集及び参考資料集

ページ

### 認可申請書類・記入例

地縁団体認可申請書	17
承諾書	19

### 各種証明書申請書類・記入例

認可地縁団体印鑑登録申請書	21
認可地縁団体印鑑登録廃止届	23
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	25
委任状	27
地縁団体台帳の写し証明書交付申請書	29
告示事項変更届出書	31
規約変更認可申請書	33
合併認可申請書	35
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	37

### 認可地縁団体運営・総会等 書類参考例

規約・会則参考例	39
認可地縁団体決起総会のお知らせ参考例	45
総会出席票・委任状・表決書参考例	46
総会次第参考例	48
総会議事録参考例	49
構成員名簿参考例	51

地方自治法（認可地縁団体について抜粋） 52

地方自治法施行規則（認可地縁団体について抜粋） 61

# 地縁団体・認可地縁団体とは

## 地縁団体とは

地縁団体(地縁による団体)は、地方自治法(以下、「法」という。)で「地縁(※)に基づいて形成された団体」と定義されており、藤沢市における自治会・町内会と同じような意味を持ちます。

【参考】地方自治法第 260 条の 2 第 1 項(抜粋)  
町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「**地縁による団体**」という。)

(※)地域内のつながり、人間関係のこと

## 認可地縁団体とは

地域的な共同活動を円滑に行うことを目的に、市から認可を受け、法人格を得た自治会・町内会を**認可地縁団体**といいます。

### 制度創設の経緯

- ・法人格を持たない自治会・町内会は、所有する不動産を団体名義で登記する権利能力がないため、未登記又は団体代表者や役員の個人名義で登記してきました。そのため、役員交代や名義人死亡による相続など、所有権登記に関するトラブルが全国で生じていました。
- ・このトラブルを回避するため、平成 3 年に法が改正され、市長の認可を受けることで法人格を得ることができる制度が創設されました。この制度により、不動産を団体名義で登記することが可能となったほか、例えば相続人の所在がわからないなど所有権移転登記に支障のある状態であっても、所定の手続きを経ることで特例として登記を行うことが可能となりました。
- ・なお、認可を受けるためには法に基づくいくつかの要件が課されます。例えば、多くの自治会・町内会では世帯単位の加入となっていますが認可地縁団体は個人単位の加入となるほか、総会の定足数や規約変更の決議数など、自治会運営に関する規定が設けられており、これらを順守した運営が求められます。

### 目的に合わせた法人化

- ・自治会・町内会が得られる法人格は、この手引きで紹介する認可地縁団体のほか、特定非営利活動法人(NPO 法人)・一般社団法人・株式会社・合同会社があります。
- ・法人化をすることで不動産等の資産が保有できるようになるほか、責任の所在が明確になることで社会的な信頼性が高まり外部からの寄附を受けやすくなるなど、活動の幅を広げられるといったメリットがあります。
- ・ここでは各法人格の特徴を簡単にご紹介します。取り組みたいことに合わせて活用を検討してみてくださいはいかがでしょうか。

#### 認可地縁団体

自治会・町内会等の地縁による団体が、市長の認可を受けることで得られる法人格です。集会所等不動産の登記や車両等資産の所有が団体名義でできるようになります。

#### NPO 法人

主に社会貢献活動を目的とした団体です。事業報告や情報公開などの法的義務が課せられていますが、適切に運営することにより社会的信用が高まり、外からの協力を得られやすくなることが考えられます。

#### 一般社団法人

非営利目的の団体ではありますが、NPO 法人とは異なり事業内容制限がなく、公益的な事業はもちろん収益事業を行うことも可能です。また社員資格に関する制限がないほか、設立に関して自治体による認可等もないため、自由な活動が可能です。

#### 株式会社・合同会社

営利活動を目的とした団体です。設立には出資が必要ですが、金融機関からの借り入れなど資金調達の幅が広く、事業の実施や拡大、運営の安定化が図りやすくなっています。



# 認可地縁団体になるには

## 認可地縁団体になるための要件

(法第 260 条の 2、同施行規則第 18 条)

認可地縁団体になるためには、次の要件の全てを満たす必要があります。また、これらの要件は認可後も認可地縁団体であることの必須条件となり、要件を満たさなくなった場合には認可が取り消されることがありますので、ご注意ください。

現在は、令和 3 年の法改正により、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるようになりました。

### ①自治会・町内会活動の実績がある

従前(2年以上前)から住民どうしの連絡、環境整備等、良好な地域・社会活動(自治会・町内会活動)を行っていることが認められること。

### ② 区域が制定されている

自治会・町内会として、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、その区域が住民および第三者からも客観的に明らかであること。

### ③ 団体への加入条件が地縁のみである

区域内の住民であること以外、加入条件を設けていないこと。例えば、年齢や性別、国籍等で加入を制限することはできません。

### ④ 区域の全住民の過半数以上が構成員として加入している

自治会・町内会では世帯加入が多いですが、認可地縁団体は個人加入となります。過半数を超えて区域内に住所を持つ住民が加入していることが必要です。

### ⑤ 規約の中に下記について制定されている

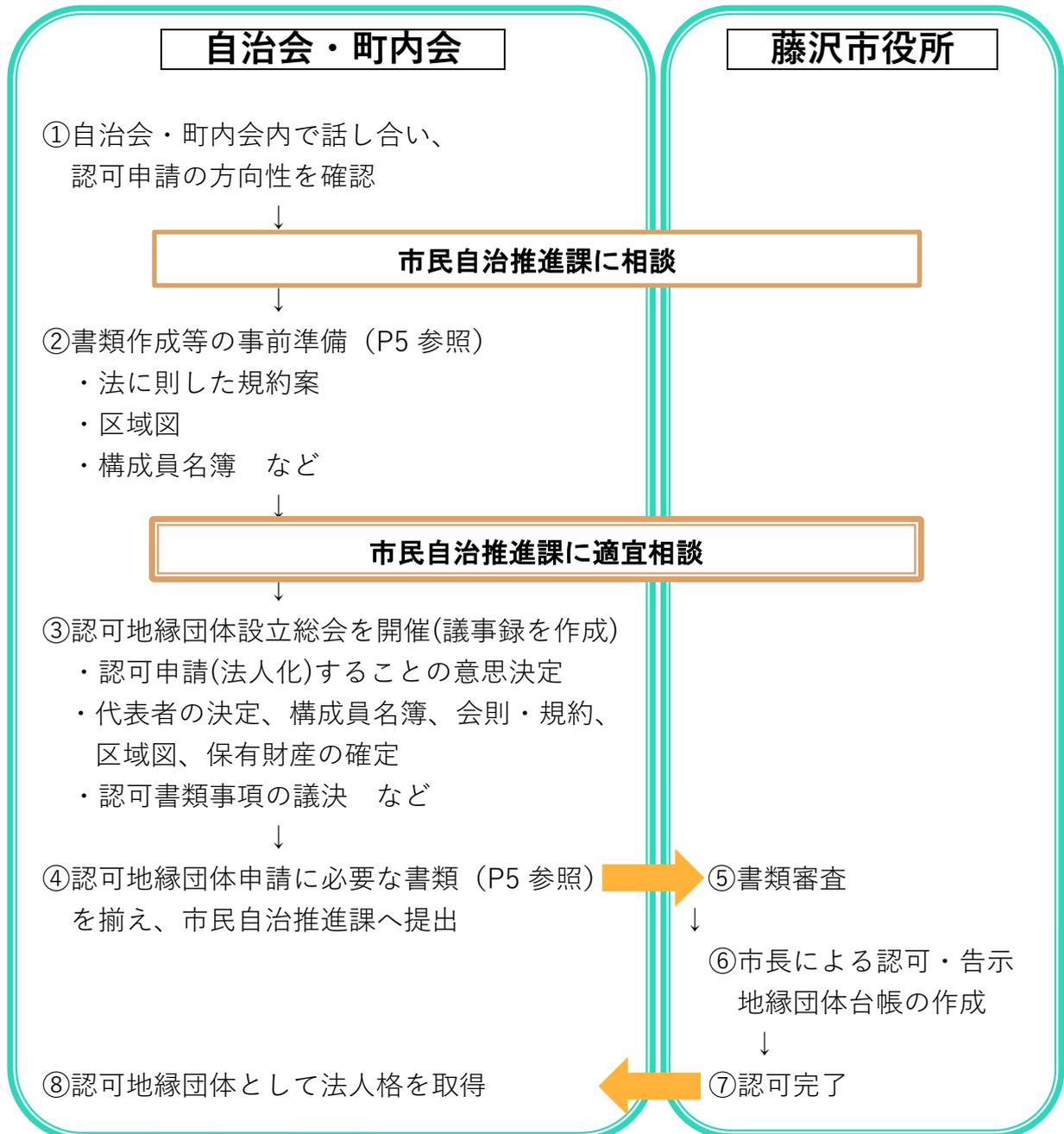
次の項目に関して規約に定めていること。(既存の規約で定められていない場合は改正が必要です。(P39 参照))

1 目的	4 主たる事務所の所在地	7 会議・総会に関する事項
2 名称	5 構成員の資格に関する事項	8 資産に関する事項
3 区域	6 代表者に関する事項	

・上記以外に、規約の変更に関する事項・解散に関する事項・残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

・特定の活動のみを目的とする団体(クラブ・同好会等)、年齢や性別等を加入条件とする団体(婦人会・老人会等)、特定の属性を条件とする団体(区分所有者によるマンション管理組合等)は地縁団体に該当しないため、対象となりません。

## 申請から認可までの大まかな流れ



### 申請までのポイント

- ・ 認可地縁団体になるまでは、従来の自治会・町内会で作られた規約に則して総会の開催・規約の変更等必要事項を決定してください。
- ・ 認可申請に当たっては、従前の規約に基づき招集された総会において、認可申請する旨の議決をする必要があります。役員会等一部の住民による議決は認められません。



## 認可申請に必要な書類

(法施行規則第 18 条)

認可地縁団体設立総会後、市民自治推進課に次の書類をご提出ください。

### ① 地縁団体認可申請書(P17 参照)

申請書を提出する年月日 = 申請日となります。

### ② 認可地縁団体 規約・会則(参考例 P39~44 参照)

3 ページ⑤規約の制定に掲げられた項目を含んだ規約をご提出ください。

### ③ 総会議事録(参考例 P49 参照)

議長と議事録署名人 2 名以上の署名・捺印のある議事録が必要になります。

#### ≪ 記載内容(例) ≫

- ・開催日時、場所
- ・全会員数及び出席者数、委任状提出者数、表決書提出者数
- ・開催目的(認可地縁団体結成について)
- ・審議事項(規約・会則内容、区域、代表者の決定、構成員名簿の確定、保有不動産の名義変更についてなど)
- ・議事経過概要、結果
- ・議事録署名人(2 名以上)の選任 など

### ④ 構成員名簿(参考例 P51 参照)

区域内過半数の構成員名簿(住所、氏名を記載)をご提出ください。

個人での加入となりますので、構成員が未成年であってもご記入ください。

### ⑤ 前年度の事業報告書、決算書、今年度の事業計画書、予算書

従前から住民どうしの連絡、環境整備等、良好な地域・社会活動(自治会・町内会活動)を行っていることを確認するためにご提出ください。

### ⑥ 申請者(自治会・町内会代表者)承諾書(P19 参照)

申請者承諾書とともに、③の議事録内で申請者を代表者とする旨の議決を行っていることを確認いたします。

### ⑦ 自治会・町内会 区域図

区域を囲んで表示した地図等をご提出ください。

## 認可について

(法第 260 条の 2 第 10 項、同施行規則第 19 条)

- ・認可申請の書類提出後、書類審査を経て市長による認可、告示※を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなります。告示期間は通常 2 週間です。
- ・認可告示後、印鑑登録や不動産登記を行うことができますようになります。

※告示とは、市が市民の皆様幅広くお知らせする必要があるものについて、公式に掲示を行う仕組みのことをいいます。

### 告示内容

- ① 団体の名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名・住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の専任の有無（職務代行者が専任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧ 規約に解散事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

### 認可後のポイント

- ・認可後、代表者(自治会・町内会長)や規約など告示した内容を変更する場合には、総会で決議した上で市へ届出が必要です。(P9 参照)
- ・定められた告示内容の項目は告示されて初めて効力を持つため、告示されないと認可地縁団体としての正式な決定となりえません。
- ・また、認可地縁団体は総会定足数、決議数が法で定められているため、告示事項変更には注意が必要です。



# 認可告示後にできること

## 認可地縁団体代表者印鑑登録と証明書交付

(藤沢市認可地縁団体印鑑条例・施行規則)

### ① 認可地縁団体の印鑑登録

- ・ 認可告示後、不動産登記等に必要な印鑑登録が可能になります。  
(1 団体につき 1 個)
- ・ 申請から登録まで 3 週間程度期間が必要です。

### 登録方法

認可地縁団体印鑑登録申請書にご記入の上、必要書類を添えて市民自治推進課へご提出ください。

### ○申請できる方

- ・ 認可地縁団体の代表者本人



### ○必要なもの

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書(P21 参照)
- ・ 申請者の個人印(印鑑登録されているもの)
- ・ 申請者の個人印の印鑑登録証明書(発行から 30 日以内のもの)
- ・ 申請者の本人確認書類(運転免許証等)
- ・ 登録する団体印

### ○登録できない印章

次の項目に当てはまる印章は登録できません。

- ① 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の中にある文字が全く表されていないもの。
- ② ゴム印その他変形しやすい素材のもの。
- ③ 印影の大きさが、1 辺 8mm 以下正方形枠に収まる、もしくは 1 辺 30mm 以上の正方形枠に収まらないもの。
- ④ 印影が不鮮明で判できないもの。
- ⑤ 縁のないもの又は縁がおおむね 4 分の 1 以上破損しているもの。
- ⑥ 他の認可地縁団体が既に登録している印影に著しく類似しているもの。

## ② 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

- ・ 印鑑登録後、印鑑登録証明書を請求できます。
- ・ 申請から交付まで 1 週間程度期間が必要です。

### 請求方法

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書にご記入の上、必要書類を添えて市民自治推進課へご提出ください。

#### ○申請できる方

- ・ 認可地縁団体の代表者本人

#### ○交付申請に必要なもの

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(P25 参照)
- ・ 登録されている団体印
- ・ 申請者の本人確認書類(運転免許証等)
- ・ 申請者の個人印(印鑑登録されているもの)
- ・ 申請者の個人印の印鑑登録証明書(発行から 30 日以内のもの)
- ・ 手数料 350 円(証明書受取時にお持ちください)

#### ○登録印を破損、紛失したときは

印鑑登録後、印鑑を紛失・破損等された場合は  
印鑑登録廃止の届出が必要です。(P23 参照)

廃止後、必要に応じて新たな印鑑をご登録ください。

## 地縁団体台帳の写し証明書の交付

(法第 260 条の 2 第 12 項、同施行規則第 21 条)

- ・ 認可地縁団体であることの証明書として、告示事項を記載した「地縁団体台帳の写し証明書」の請求が可能となります。地縁団体台帳の写し証明書交付申請書を市民自治推進課へご提出ください。
- ・ 申請から交付まで 1 週間程度期間が必要です。

#### ○申請できる方

- ・ どなたでも申請可能です。

#### ○必要なもの

- ・ 地縁団体台帳の写し証明書交付申請書(P29 参照)
- ・ 手数料 350 円(証明書受取時にお持ちください)

## 告示事項に示された内容を変更した時

(法第 260 条の 2 第 10、11 項、同施行規則第 19 条第 1 項第 4 号)

- ・ 代表者(自治会・町内会長)の交代や規約の変更など、P6 の告示内容が総会により変更となった際は、代表者から市民自治推進課へ告示事項変更届等を必ずご提出ください。告示事項に示されている内容は、市長によって告示されない限り効力が生じず、認可地縁団体の正式な決定になりません。
- ・ 変更内容が正式に反映されるまで 3 週間程度の期間が必要です。認可地縁台帳の写しが必要の際は告示後に交付可能となります。

### ○告示事項の変更に必要なもの

#### ≪代表者の変更≫

- ・ 告示事項変更届出書(P31 参照)
- ・ 総会議事録(代表者の変更が決議されたことを確認できるもの。承認印入り)

#### ≪規約・会則の変更≫

- ・ 規約変更認可申請書(P33 参照)
- ・ 総会議事録(会則・規約の変更が決議されたことを確認できるもの。承認印入り)
- ・ 会則、規約変更理由書
- ・ 会則、規約(新旧両方ご提出ください)

### ○認可地縁団体の決議数

規約・会則を変更する時は、地方自治法第 260 条の 3 により別段の定めが無い場合は自治会・町内会総構成員数の 4 分の 3 以上の同意が必要となりますのでご注意ください。

### ○議事録の記載事項

自治会・町内会総構成員数、出席者数(委任状含む)、決議数と、告示事項の変更内容が議案に含まれ、決議されたことが確認できるものを作成してください。

## 不動産の登記

- ・認可を受けると保有資産の表示登記・保存登記等を行うことが可能となります。
- ・登記に関する詳細は法務局へお問い合わせください。

**【問合せ先】 横浜地方法務局 湘南支局**  
**住所：藤沢市辻堂神台二丁目2番3号**  
**電話：0466(35)4620**



- ・登記の際に必要な認可地縁団体印鑑登録証明書や台帳の写し証明書は市民自治推進課にて発行します。(P7～8 参照)

### 不動産の登記に関する特例

- ・法人格を取得し不動産登記ができるようになってからも、現所有者から団体に所有権の移転登記を行う際に、相続等の理由による権利者の追跡調査や相続人から承諾を得ることに多大な労力を費やし、さらには全ての相続人から承諾が得られなければ所有権の移転登記ができないという問題が生じていました。
- ・そのため法の一部が改正(平成27年4月1日施行)され、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、所要の手続きを経ることで登記関係者の承諾があったものとみなし、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする不動産の所有権の保存または移転登記の申請を可能とする特例が創設されました。

### ○特例の対象

次の4つに該当し、かつ該当することを確認できる資料の提出が必要です。

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

### ○登記までの流れ

特例による登記の方法は次のとおりです。

- ① 相続人の所在が分からない等の理由により移転登記ができない場合、市に疎明資料を添付のうえ所有不動産の登記移転等に係る公告申請書を提出する。
- ② 市は、提出された疎明資料により要件を確認する。
- ③ 市は、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある関係者等は市に異議を述べるよう公告する。
- ④ 市は、3か月以上の公告期間に異議申し出がなかった場合は、そのことを証する文書を認可地縁団体に交付する。
- ⑤ 法務局において所有権の保存又は移転登記を申請する。

# 認可地縁団体の運営

## 認可地縁団体の主な義務

- ・認可地縁団体は、法に則り、より民主的な運営が義務づけられていますが、認可地縁団体になることによって、藤沢市の監督下におかれたり、行政権限の一部を有したりするものではありません。
- ・法で定められていること以外は、住民の皆様が自主的に組織し活動する従来の自治会・町内会と相違ありません。
- ・ここでは、法に定められた認可地縁団体の義務のうち、主な内容をご紹介します。

### ① 告示事項変更時の申請(法第 260 条の 2 第 10 項)

代表者や規約等、告示された事項に変更があった場合は速やかに市へ届け出てください。(P9 参照)

### ② 財産目録の作成と備え置き(法第 260 条の 4 第 1 項)

認可を受ける時と、毎年 1 月～3 月までの間もしくは事業年度終了時に財産目録を作成し、認可地縁団体事務所に備え置いてください。

### ③ 構成員名簿の備え置き(法第 260 条の 4 第 2 項)

構成員名簿(個人)を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な事項を加筆・修正してください。(構成員名簿は、総会時の出席者数及び決議数の分母となります。変更時、市への報告・提出は不要です)

### ④ 総会開催の義務(法第 260 条の 13、18)

毎年 1 回以上、構成員の通常総会を開催してください。  
総会時の定足数及び票決権の単位は会員(個人)となります。また、各構成員の票決権は平等となります。



### 代表者や規約が変わったら

総会で代表者の変更、規約・会則の変更等があった場合は①の申請が必要になります。また、会則・規約を変更する場合は、特に規約で定めていない限り総構成員数の 4 分の 3 以上の同意が必要となります。

## ● 表決権の行使の電子化

認可地縁団体の総会に出席しない会員は、書面か代理人によって表決することができますが、加えて、令和 3 年の法改正により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

なお、表決権の行使の電子化を可能にするためには、規約に「電磁的方法による表決」を可能とする旨の規定を追加するか、総会において、当該年度もしくは継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決議する必要があります。

「電磁的方法」による表決とは具体的に次の方法が考えられます。

- ①電子メールによる送信
- ②Web サイトを利用した表決
- ③アプリケーションを利用した評決
- ④磁気ディスク等（CD や DVD,USB 等）に記録して、当該ディスク等を交付する。

## ● 書面等による決議について

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行うこととされていますが、地方自治法第 260 条の 19 の 2 において、総会を開催せず書面又は電磁的方法による決議を行うことについて規定されました。（令和 4 年 8 月 2 0 日施行）

①本来であれば地方自治法又は規約により認可地縁団体の総会において決議すべき場合に、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて、構成員全員の承諾があれば、書面又は電磁的方法による決議をすることができるようになります。（決議は通常決議要件が適用されます。書面または電磁的方法による決議を行うことについて反対が一人でもいれば、通常どおり総会を開催する必要があります。）

②本来であれば地方自治法又は規約により認可地縁団体の総会において決議すべき事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、この決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。（その決議事項について全員が賛成でなければ可決することはできません。一人でも否決であれば、通常どおり総会を開催する必要があります。）

## 認可地縁団体の認可取り消しと解散

---

### ① 認可取り消し(法第 260 条の 2 第 14 項)

認可後、次の場合は認可が取り消されることがあります。

- ・ 認可地縁団体になるための要件(P3 参照)のいずれかを欠いた場合
- ・ 不正な手段により認可を受けた場合

### ② 認可地縁団体の解散(法第 260 条の 20)

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。

- ・ 規約に定めた解散事由の発生
- ・ 破産手続き開始の決定
- ・ 第 260 条の 2 第 14 項の規定による同条第 1 項の認可の取消し
- ・ 総会の決議(総構成員の 4 分の 3 以上の賛成が必要)
- ・ 構成員が欠けたこと
- ・ 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る)

- ・ 解散は、民法の規定が準用され、破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続きを進めることとなります。
- ・ 官報に 1 回の公告を 2 か月内に行い、清算が終了した際は、市長への届出を行うこととなります。また、令和 4 年 8 月 20 日から、解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直しが行われ、その回数を「三回以上」から「一回」に変更されました。

## 認可地縁団体同士の合併

---

地方自治法の改正により、令和 5 年 4 月 1 日から認可地縁団体の合併に関する規定が新設され、総会の決議により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。改正前は合併の規定がなく、権利義務について個別に承継が必要、解散に伴う清算手続を行う必要があるなどの負担がありましたが、改正後は合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務の承継が可能となり、清算手続等の事務負担が軽減されます。

## 認可地縁団体への課税

認可地縁団体として認可され法人格を得た場合、各種税金が課税されることになります。

法人市民税については、収益事業を行わない場合、毎年4月中に申告が必要となりますが、申告とあわせて減免の申請をすることができます。また、収益事業の是非に関わらず、法人の設立、解散及び転入出等の異動があった場合は、届出を藤沢市納税課へ提出してください。

固定資産税については、集会所等に利用する場合は、減免の申請をすることができます。

市税の詳細については担当課へ、その他県税、国税については各関係機関へお問い合わせください。

### 【認可地縁団体に係る税金一覧】

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割 課税 ※減免措置あり	均等割と法人税割 課税
		法人税割 非課税	
	固定資産税 (都市計画税)	課税 ※減免措置あり（使用用途による）	課税
県税	法人県民税	均等割 課税 ※減免措置あり	均等割と法人税割 課税
		法人税割 非課税	
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	申請に基づき減免あり	申請に基づき減免あり
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	課税

### 【問い合わせ先】

- 法人市民税について 藤沢市納税課 税務担当 電話：(直通) 0466-50-8370
- 固定資産税について 藤沢市資産税課 課税担当 電話：(直通) 0466-50-3511
- 県税について 藤沢県税事務所 電話：(代) 0466-26-2111
- 国税について 藤沢税務署 電話：(代) 0466-22-2141

# よくある質問

## 問1 未成年者を構成員から除外することは可能ですか？

答1 未成年者を除外することはできません。

認可地縁団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域内に住居する認可地縁団体に入会を希望する者に対して、未成年であることを理由に構成員から除外することはできません。総会等における表決に関しては、例えば規約に委任の取り扱いについて定め世帯で取りまとめるなどの工夫が必要です。なお、未成年の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従い、法定代理人(親権者)の同意を要することになります。

【参考】民法第5条第1項

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りではない。

## 問2 個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票することは可能ですか？

答2 認可地縁団体の構成員は個人としてとらえることになっており、会員は各々1個の表決権を有することとなりますが、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、表決権を世帯単位で平等なものとして(所属する世帯単位で1票)とする旨を規約に定めることは、可能であるとされています。ただし、規約の変更や財産処分及び解散の議決、代表者や監事の選任などの重要事項に関して世帯単位で表決することは適当ではありません。

## 問3 会員が個人となった場合、会費はどうしたらいいの？

答3 法に定めはありませんが、従来通り世帯単位で徴収する認可地縁団体が多いようです。

## 問4 認可地縁団体には、地域内のすべての住民が加入する必要があるの？

答4 認可地縁団体の認可の要件は『区域内に居住する相当数の者が会員になっていること』なので、必ずしも地域内のすべての住民が加入する必要はありません。

相当数とは、その区域の住民数の過半数が加入となります。住民数についておわかりにならない時は、市民自治推進課にご相談ください。

## 問5 法人や商店等は構成員として認められませんか？

答5 構成員ではなく、賛助会員として活動に参加することは可能です。

構成員とは、地域社会における近隣関係の中心である『人』であり、法人等は地域社会にとって2次的な参加者と考えられることから、構成員にはなりません。しかし、認可地縁団体に対し様々な支援、協力を行う法人を『賛助会員』として位置づけ、活動に参加してもらうことは可能です。

# 様式集及び参考資料集

地縁団体認可申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名及び住所

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な  
共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を  
添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っている  
ことを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類
6. 区域を示した地図

記入例

〇〇年 〇月 〇日

藤 沢 市 長

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 藤沢市朝日町1-1

代表者の氏名及び住所

氏 名 自治 太郎

住 所 藤沢市朝日町1-2

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な  
共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を  
添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類
6. 区域を示した地図

承 諾 書

私は、 \_\_\_\_\_ の総会の決定に従い、

\_\_\_\_\_ の代表者となることを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

①



認可地縁団体印鑑登録申請書

認可地縁団体印鑑登録申請書

藤 沢 市 長	年 月 日		
申請者 <input type="checkbox"/> 本 人 住 所  <input type="checkbox"/> 代理人 氏名			
(印)			
次のとおり申請します。			
登録を受けようとする 認可地縁団体印鑑  <div style="border: 1px dotted black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>	認可地縁団体 の名称		
	認可地縁団体の 事務所の所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名	<input type="checkbox"/>	代表者等 の 生年月日	年 月 日
代表者等の住所			
事務処理欄			

記入例

認可地縁団体印鑑登録申請書

藤沢市長		●●年●月●日	
申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 住所 藤沢市 朝日町 1-2 <input type="checkbox"/> 代理人 氏名 自治 太郎			
			
次のとおり申請します。			
登録を受けようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体 の名称  ○○自治会		
	認可地縁団体の 事務所の所在地  藤沢市朝日町1-1		
代表者等の資格  ○○自治会会長			
代表者等の氏名  自治 太郎		代表者等の 生年月日	●●年 ●月 ●日
代表者等の住所  藤沢市 朝日町 1-2			
事務処理欄			

**認可地縁団体印鑑登録廃止届**

認可地縁団体印鑑登録廃止届

藤 沢 市 長		年 月 日	
届出者			
<input type="checkbox"/> 本 人		住所	
<input type="checkbox"/> 代理人		氏名 <span style="float: right;">(印)</span>	
次のとおり申請します。			
廃止しようとする 認可地縁団体印鑑  <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>	認可地縁団体 の名称		
	認可地縁団体の 事務所の所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名	<input type="checkbox"/>	代表者等の 生年月日	年 月 日
代表者等の住所			
事 務 処 理 欄			

記入例

認可地縁団体印鑑登録廃止届

藤沢市長		●●年●月●日	
届出者			
<input checked="" type="checkbox"/> 本人      住所   藤沢市 朝日町 1-2 <input type="checkbox"/> 代理人    氏名   自治 太郎			
次のとおり申請します。			
廃止しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の 名称	○○自治会	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	藤沢市朝日町1-1	
代表者等の資格	○○自治会会長		
代表者等の氏名	自治 太郎	代表者等の 生年月日	●●年 ●月 ●日
代表者等の住所	藤沢市 朝日町 1-2		
事務処理欄			

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

第5号様式（第6条第1項関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

藤沢市長	年 月 日		
	申請者		
	<input type="checkbox"/> 本人	住所	
	<input type="checkbox"/> 代理人	氏名	(印)
次のとおり申請します。			
登録を受けている 認可地縁団体印鑑  <div style="border: 1px dotted black; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto;"></div>	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の事務所の所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名	<input type="checkbox"/>	代表者等の 生年月日	年 月 日
代表者等の住所			
必要な枚数			
事務処理欄			

記入例

第5号様式（第6条第1項関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

藤沢市長		■■年●月●日	
申請者		住所 藤沢市 朝日町 1-2	
<input checked="" type="checkbox"/> 本人		氏名 自治 太郎	
<input type="checkbox"/> 代理人		自治	
次のとおり申請します。			
登録を受けようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名称	〇〇自治会	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	藤沢市朝日町1-1	
代表者等の資格	〇〇自治会会長		
代表者等の氏名	自治 太郎	代表者等の 生年月日	●●年 ●月 ●日
代表者等の住所	藤沢市 朝日町 1-2		
必要な枚数	1 枚		
事務処理欄			

委任状

委 任 状

(受任者) 住 所

氏 名

⑩

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請及び受領に関する一切の権限。

年 月 日

(委任者) 住 所

氏 名

⑩

## 委任状

(受任者) 住 所 藤沢市朝日町 999

氏 名 藤沢 一郎



藤  
沢

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請及び受領に関する一切の権限。

〇〇年 〇月 〇日

(委任者) 住 所 藤沢市朝日町 1-2

氏 名 自治 太郎



自  
治

**地縁団体台帳の写し証明書交付申請書**

No. \_\_\_\_\_

地縁団体台帳の写し証明書交付請求書

年 月 日

藤 沢 市 長

※太ワクの中だけ記入して下さい

請 求 者	住 所		電 話 ( )		
	氏 名				
証 明 書 が 必 要 な 地 縁 団 体	団体の所在地	藤沢市			
	団体の名称	フガナ			
	使いみち ※第三者請求の 場合は具体的に				
	請求枚数				通
上記について、地方自治法施行規則第21条第2項に基づき、交付したい。					
参事	主幹	課長補佐	主査	担当	起案年月日 決裁年月日 施行年月日
					公印使用承認印

(事務担当 市民自治推進課)



**告示事項変更届出書**

年 月 日

藤 沢 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名及び住所

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
2. 変更年月日
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
3. 変更理由

**記入例**

○□年 △月 △日

藤 沢 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称           〇〇自治会          

所在地           藤沢市朝日町1-1          

代表者の氏名及び住所

氏 名           推進 花子          

住 所           藤沢市朝日町2-1          

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容

**代表者の氏名及び住所変更**

(変更前) 自治 太郎 藤沢市朝日町1-2

(変更後) 推進 花子 藤沢市朝日町2-1

2. 変更年月日

○□年 ○月 △日

3. 変更理由

任期満了に伴う役員改選

**規約変更認可申請書**

年 月 日

藤 沢 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により、規約の変更の認可を受けたいので

、  
別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

**記入例**

○△年 □月 □日

藤 沢 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 **〇〇自治会**

所在地 **藤沢市藤沢1-1**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **自治 太郎**

住 所 **藤沢市朝日町1-2**

**規 約 変 更 認 可 申 請 書**

地方自治法第260条の3第2項の規定により、規約の変更の認可を受けたいので

、  
別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

# 合併認可申請書

(第十八条の二関係)

年 月 日

藤 沢 市 長

認可地縁団体甲  
合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

認可地縁団体乙  
合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項
  - ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地
  - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所
  - ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称  
名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

## 記入例

〇〇年△月△日

藤 沢 市 長

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇自治会**

所在地 **藤沢市朝日町1-1**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **自治 太郎**

住 所 **藤沢市朝日町1-2**

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **△△自治会**

所在地 **藤沢市朝日町2-1**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **推進 花子**

住 所 **藤沢市朝日町2-2**

### 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
  - ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 **〇〇自治会**  
所在地 **藤沢市朝日町1-1**
  - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所  
氏 名 **自治 太郎**  
住 所 **藤沢市朝日町1-2**
  - ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称  
名 称 **△△自治会**

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

**所有不動産の登記移転等に係る公告申請書**

(第二十二條の二の五關係)

年 月 日

藤 沢 市 長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項
- ・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

- ・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称  
住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

**記入例**

〇〇年〇月△日

藤 沢 市 長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇自治会**

所在地 **藤沢市朝日町1-1**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **自治 太郎**

住 所 **藤沢市朝日町1-2**

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項  
・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇自治会集会所	60.5㎡	藤沢市朝日町1-1

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	42.6㎡	藤沢市朝日町1-1

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 **江之 島**

住 所 **藤沢市朝日町100**

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

この会則例は、法人格を取得するための参考例となりますので、会員の皆様が理解・納得できる実情にあったものを作成してください。

## 〇〇自治会規約（案）

（目的）

第1条 この会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な社会の維持・形成ならびに地域住民の親睦をはかることを目的とする。

- (1) 広報の配布
- (2) 回覧の回付等住民相互の連絡
- (3) 美化・清掃・防犯・交通等の環境の整備
- (4) 集会所の維持管理
- (5) レクリエーション等の行事
- (6) その他目的にそった活動

（名称）

第2条 この会は〇〇自治会と称する。

（区域）

第3条 この会の区域は、藤沢市〇〇町〇〇〇番地から〇〇〇番地までの区域とする。

**（別の書き方→この会の区域は藤沢市〇〇町のうち△△川の北の区域とする）**

（事務所）

第4条 この会の事務所は〇〇市〇〇町〇〇〇番地に置く。

**（別の書き方→この会の事務所は代表者の自宅に置く）**

（会員）

第5条 この会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 この会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員になることができる。

（会費）

第6条 この会の会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（加入）

第7条 この会に加入しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 この会は、前項の加入申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

第8条 会員の退会は次の場合とする。

- (1) この会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 本人から退会届が会長に提出された場合。

(役員の種類別)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 部長 〇人
- (4) 監事 〇人
- (5) 会計 〇人
- (6) 書記 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事はそのほかの役員と兼職できない。

(役員職務)

第11条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 部長は、各担当の部を総括する。

4 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 役員は、役員会を構成し、この会の会務の執行を決定する。

6 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行についての不整の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

7 書記は、会務を記録する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会の種別)

第13条 会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもつて構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この会則に定めるほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 定期総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の○分の△以上の請求があったとき、又は役員会において開催の議決があったとき。

(3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会は会長が招集する。

4 総会を招集するときは、会長は会議の目的及びその内容、日時、場所を示して、開催の○○日前までに文書で通知しなければならない。**(10日以上が適当です)**

(総会の議長)

第17条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第18条 総会は会員の○分の△以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数を以て決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第20条 会員は総会において各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の議決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする

(1) ○○○○○

(2) ×××××

(議決事項)

第21条 総会は、次の各号のほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 資産の処分及び担保に供する決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 会計決算の承認
- (4) 資産管理報告の承認
- (5) 事業計画の決定
- (6) 会費決定
- (7) 予算の決定
- (8) 規約の改正
- (9) 役員を選出

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条、第19条、第30条第2項、第34条及び第35条第2項並びに第3項の規定の適用についてはその会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関すること。

(役員会の招集等)

- 第26条 役員会は、会長が必要があると認めるとき、又は役員のお分の1以上から会議の目的である事項がしめされ請求があったときに開催する。
- 2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記した文書を開会の○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

- 第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

- 第28条 役員会には、第18条、第19条、第22条、第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

- 第29条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 別に定める財産目録記載の資産
  - (2) 会費
  - (3) 活動に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる果実
  - (5) その他の収入

(資産の管理)

- 第30条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決を経て決める
- 2 この会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の賛成を必要とする。
- 3 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

- 第31条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第32条 この会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算

を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第33条 この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第34条 この規約は総会において総会員の4分の3以上の賛成を得、かつ藤沢市長の認可を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

(備え付け帳簿及び書類)

第36条 この会の事務所には規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他の必要な帳簿及び書類を備えるものとする。

(委任)

第37条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この会の設立初年度の会計年度は、設立認可のあった日から〇〇年3月31日までとする。
- 3 この会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。

**認可地縁団体決起総会のお知らせ 参考例**

自治会会員各位

〇〇自治会  
会長 〇〇〇〇

第〇回 〇〇自治会総会のお知らせ

平素より、自治会活動にご協力頂いておりまして感謝いたします。

さて、このたび自治会会則第〇条にもとづき、下記の通り総会を行うこととなりました。今回の総会では、この会の法人化の決定を行うこととなっております。

これは、1991年に改正された地方自治法に基づき、今までの任意団体から法人格の団体にするものです。具体的には、総会で決定された後、市へ申請し法人格を得ます。

これによって、集会所の土地等の不動産を自治会名義で登記できることとなります。

これまで自治会の土地でありながら、役員等個人の名前で登記せざるを得なかったため、いろいろと手続きが煩雑でした。

今回の法人化によって、こうした問題を解消しようとするものです。

お忙しい中とは存じますが、大切な総会ですので万障お繰り合わせのうえご出席くださいますようお願いいたします。

**お願い1** 議案書を、あらかじめお読みになってから出席ください。

**お願い2** 出席の際は、総会当日別紙 **出席票** を会場受付に提出ください。

**お願い3** 欠席される場合は、別紙 **委任状** または **表決書** を〇月〇〇日まで〇〇までお届けください。

記

1. 開催日時 〇〇年〇月〇日 午後〇時から

2. 場 所 〇〇自治会館

以 上

総会出席票・委任状・表決書 参考例

〇〇年度〇〇自治会第〇回総会 出席票

〇〇年〇月〇日

住所： 藤沢市〇〇

氏名 (自署) \_\_\_\_\_

————— 切り取り —————

〇〇年度〇〇自治会第〇回総会 委任状

〇〇年度〇〇自治会第〇回総会に関する下記の事項を〇〇 〇〇に委任します。

- 1, 議案審議に関すること。
- 2, 議案の議決に関すること。

〇〇年〇月〇日

住所： 藤沢市〇〇

委任者 氏名 (自署) \_\_\_\_\_

※会員は世帯単位ではなく、個人単位です。委任される会員全員の氏名をご記入ください。

〇〇年度〇〇自治会第〇回総会 書面表決書

〇〇年度〇〇自治会第〇回総会の審議事項等について下記のとおり表決します。

記

議案	賛成	反対
議案1 〇〇年度事業報告	/	/
議案2 〇〇年度収支決算報告	/	/
議案3 〇〇年度事業計画 (案)	/	/
議案4 〇〇年度収支予算 (案)	/	/
議案5 〇〇年度役員 (案)	/	/
議案6 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	/	/

<各議案についての表決の記載例>  
 例：5人世帯で世帯全員が会員となっており、議案1 賛成3名、反対2名の場合  
 →議案1・・・賛成3/5 反対2/5 (賛成の人数+反対の人数=世帯の会員数)

〇〇年〇月〇日

住所： 藤沢市〇〇

氏名 (自署) \_\_\_\_\_

※会員は世帯単位ではなく、個人単位になりますので、世帯の会員全員分の氏名をご記入ください。

※注意※ 別紙議案書が必要になります。

総会次第 参考例

## 総 会 次 第

開会 午後〇〇時～

1. 総会成立確認
2. 開会のことば
3. 会長あいさつ
4. 議長選任・書記選出（議事録署名人2人）

### 5. 議案審議

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 議案第 1号 | 地縁による団体の認可申請について                 |
| 議案第 2号 | 新規約（案）の承認                        |
| 議案第 3号 | 構成員の確定について                       |
| 議案第 4号 | 保有（予定）資産の承認                      |
| 議案第 5号 | 別枠資産の承認                          |
| 議案第 6号 | 資産の名義変更について                      |
| 議案第 7号 | 〇〇年度活動報告の承認                      |
| 議案第 8号 | 〇〇年度決算・監査報告の承認<br>〇〇年度役員の終了      |
| 議案第 9号 | 代表者の選任・〇〇年度役員の選出<br>（新役員あいさつ・紹介） |
| 議案第10号 | 〇〇年度事業計画の決定                      |
| 議案第11号 | 〇〇年度収支予算（案）の決定                   |

### 6. 閉会のことば

## 〇〇自治会総会議事録

1. 日 時

2. 場 所

3. 出席人員 会員総数 〇〇人

出席会員数 〇〇人

(内訳) 本人出席者：〇〇人 委任状提出者：〇〇人 書面表決者：〇〇人

4. 開催の目的

審議次項

議案第 1号 地縁による団体の認可申請について

議案第 2号 新規約(案)の承認

議案第 3号 構成員の確定について

議案第 4号 保有(予定)資産の承認

議案第 5号 別枠資産の承認

議案第 6号 資産の名義変更について

議案第 7号 〇〇年度活動報告の承認

議案第 8号 〇〇年度決算・監査報告の承認

〇〇年度役員の終了

議案第 9号 代表者の選任・〇〇年度役員の選出

(新役員あいさつ・紹介)

議案第10号 〇〇年度事業計画の決定

議案第11号 〇〇年度収支予算(案)の決定

5. 議事の経過の概要及び議決事項

定刻に至り、〇〇〇〇から会員数及び出席者について報告がなされ、本総会は規約に基づき成立している旨が発表された。〇〇の開会宣言に続き会長があいさつをした。次に、当総会の議長の選任について諮る。出席者〇〇〇〇から〇〇〇〇を議長に推薦するとの声があり、これにつき賛否を諮ったところ、全員から異議なしとの挙手があり、〇〇〇〇を議長に選任した。議長は議事録署名人2人の選出について諮ったところ、〇〇〇〇から〇〇〇〇と〇〇〇〇を推薦するとの声があり、賛否について諮ったところ全員から異議なしとの挙手があり〇〇〇〇と〇〇〇〇を議事録署名人として選出した。

次に議長は議案○件を上程し、審議に入った。

議案第1号 地縁による団体の認可申請について

本会を地方自治法に基づく地縁による団体として市長あて認可申請することについて説明し、諮ったところ質疑無く満場一致で承認された。

議案第2号 新規約（案）の承認

本会を地方自治法に基づく地縁による団体として認可申請するに際し、認可規定に合致する規約とするため現規約を廃止し、新たに規約を制定することについてその内容を説明し諮ったところ、質疑無く原案のとおり満場一致で承認された。

（以下同様）

以上を以て全ての議事を終了したので、議長は午後〇〇時〇〇分閉会を宣言し解散した。

本総会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会

議 長 〇〇 〇〇 ①

議事録署名人 〇〇 〇〇 ①

議事録署名人 〇〇 〇〇 ①

構成員名簿

NO	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※取り扱い注意※ 変更があるごとに更新し、主たる事務所にて保管ください。

## 地方自治法（認可地縁団体部分抜粋）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同

項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

**第二百六十条の三** 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

**第二百六十条の四** 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

**第二百六十条の五** 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

**第二百六十条の六** 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

**第二百六十条の七** 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

**第二百六十条の八** 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

**第二百六十条の九** 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞するこ

とにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

**第二百六十条の十** 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

**第二百六十条の十一** 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

**第二百六十条の十二** 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

**第二百六十条の十三** 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

**第二百六十条の十四** 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

**第二百六十条の十五** 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

**第二百六十条の十六** 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

**第二百六十条の十七** 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

**第二百六十条の十八** 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

**第二百六十条の十九** 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

**第二百六十条の十九の二** この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

**第二百六十条の二十** 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

〔解散の決議〕

**第二百六十条の二十一** 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

**第二百六十条の二十二** 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

**第二百六十条の二十三** 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

**第二百六十条の二十四** 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

**第二百六十条の二十五** 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

**第二百六十条の二十六** 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

**第二百六十条の二十七** 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

**第二百六十条の二十八** 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

**第二百六十条の二十九** 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

**第二百六十条の三十** 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

**第二百六十条の三十一** 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

**第二百六十条の三十二** 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

**第二百六十条の三十三** 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

**第二百六十条の三十四** 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

**第二百六十条の三十五** 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

**第二百六十条の三十六** 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

**第二百六十条の三十七** 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

**第二百六十条の三十八** 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

**第二百六十条の三十九** 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

**第二百六十条の四十** 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日

から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

**第二百六十条の四十一** 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

**第二百六十条の四十二** 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

**第二百六十条の四十三** 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕

**第二百六十条の四十四** 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

**第二百六十条の四十五** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任

を負う。

③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

**第二百六十条の四十六** 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

**第二百六十条の四十七** 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規

定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

**第二百六十条の四十八** 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

## 地方自治法施行規則 抜粋

**第十八条** 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔認可地縁団体合併の認可申請〕

**第十八条の二** 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

**第十九条** 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
  - イ 名称
  - ロ 規約に定める目的
  - ハ 区域
  - ニ 主たる事務所
  - ホ 代表者の氏名及び住所
  - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
  - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
  - リ 認可年月日
  - 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
  - イ 名称
  - ロ 規約に定める目的
  - ハ 区域
  - ニ 主たる事務所
  - ホ 代表者の氏名及び住所
  - へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
  - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
  - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
  - リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
  - 三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
  - イ 名称
  - ロ 規約に定める目的
  - ハ 区域
  - ニ 主たる事務所
  - ホ 代表者の氏名及び住所
  - へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
  - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
  - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
  - リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
  - 四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）
  - イ 名称
  - ロ 区域
  - ハ 主たる事務所
  - ニ 清算人の氏名及び住所
  - ホ 解散事由
  - へ 解散年月日
  - 五 清算終了の場合
  - イ 名称
  - ロ 区域
  - ハ 主たる事務所
  - ニ 清算人の氏名及び住所
  - ホ 清算終了年月日
  - 六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十一条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
    - 告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
- 2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

**第二十条** 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

**第二十一条** 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

**第二十二条** 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

**第二十二条の二** 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

**第二十二条の二の二** 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつ

てしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔合併の不服申立ての届出〕

**第二十二条の二の三** 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔合併について総務省令で定める事項〕

**第二十二条の二の四** 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

**第二十二条の二の五** 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

**第二十二条の三** 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る情報提供〕

**第二十二条の四** 地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る通知〕

**第二十二条の五** 地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

